

佐野市まちなか地域おこし協力隊募集支援等業務委託プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務名 佐野市まちなか地域おこし協力隊募集支援等業務

(2) 業務目的 田沼駅周辺や葛生駅周辺といった地域市街地の活性化を推進するため、遊休不動産の所有者に働きかけを行うとともに、活用希望者とのマッチング支援や地域のPRを行う「まちなか地域おこし協力隊（以下、「隊員」という。）」を設置する。

本業務委託では、隊員として適性のある人材の採用及び着任後の円滑な活動を目的として、隊員採用の支援及び着任後の隊員のサポートを委託するものである。

(3) 業務内容 別紙「佐野市まちなか地域おこし協力隊募集支援等業務説明書」（以下、「説明書」という。）を参照。

(4) 履行期限 契約締結日から令和8年3月24日まで

(5) 提案限度価格 2,750,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものである。ただし、見積書を提出する際は、提案限度価格を超えることはできない。

(6) 業務実施上の条件

- ① 本業務を遂行するに当たり、必要とされる関係法令（法律、政令、条例、規則、規定等）を遵守するものとする。
- ② 委託業務に支障が生じぬよう、自らの費用負担により体制を整備するとともに、常にこれに対処できるよう十分な人員（技術者等）を配置するものとする。
- ③ 本業務を遂行するに当たり、必要に応じてヒアリング調査等を行うものとする。

2 提案書提出者に要求される資格要件

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当するものでないこと。

(2) 令和7・8年度佐野市物品等競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
又は、令和7年5月1日までに登録完了する見込みのある者（令和7年4月30日までに有効な申請を行った者）であること。

(3) 佐野市競争入札参加者指名停止要綱（平成17年佐野市告示第154号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 佐野市暴力団排除条例（平成23年佐野市条例第16号）に基づく入札参加除外を受けていないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続き開始の申し立てがなされていないこと、または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画または民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

(6) 直近の5年間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）に、地方公共団体において本

業務と類似性のある業務の業務委託実績を有していること。

3 選定スケジュール

実施内容	実施予定日（令和7年度）
実施手続き開始の公告、説明書の交付	4月14日（月）
質問受付	4月14日（月）～4月18日（金）
質問回答	4月23日（水）
参加表明書の提出期限	4月30日（水）
提案資格確認結果及び提案書の提出要請の通知	5月13日（火）
提案書の提出期限	6月11日（水）
プレゼンテーション及び質疑応答	6月20日（金）
特定・非特定通知書の通知	6月26日（木）

4 参加表明書の作成様式、問合せ先

（1）参加表明書の作成様式

- ① 参加表明書（別記様式第1号）
- ② 参加資格要件確認表（別記様式第2号）
- ③ 提案企業概要調書（別記様式第3号）
- ④ 業務実績一覧（別記様式第4号）

（2）問合せ先（担当課）

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地
佐野市産業文化スポーツ部産業政策課まちなか活性化係
TEL 0283-20-3040(直通)
e-mail : sangyou@city.sano.lg.jp

5 参加表明書の提出期限及び提出方法

（1）提出期限 令和7年4月30日（水）午後5時必着

（2）提出場所 4（2）に同じ。

（3）提出方法 ・持参又は郵送とし、郵送による場合は、配達記録が残る方法に限る。ただし、郵送の場合は、送付時点で電話連絡を行い、提出期限までに必着のこと。

・持参による場合は、佐野市の休日を定める条例（平成17年条例第2号）に規定する休日を除く、午前8時30分から午後5時までに提出すること。

（4）提出部数 参加表明書等の提出部数は、正1部、副1部とする。

6 提案書提出者の選定及び非選定に関する事項

参加表明書の添付書類により、本プロポーザルの提案資格を満たす者であるかを確認し、そ

の結果を次のとおり通知する。

- (1) 確認を行った結果、提案書の提出者として認められた者に対しては、提案書の提出者に選定された旨とプロポーザル参加要請を書面により通知する。
- (2) 提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨を書面により通知する。
- (3) 上記(2)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、書面により、非選定理由について説明を求めることができる。なお、説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
 - ① 受付場所 4(2)と同じ。
 - ② 受付時間 午前8時30分から午後5時まで(休日を除く)
- (4) 上記の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に書面により行う。
- (5) 参加表明書提出後、参加を辞退するときは、辞退届を提出すること。また、提出期限までに提案書の提出がない場合については、参加を辞退したものとみなす。

7 提案書の作成様式、記載上の留意事項及びその問合せ先

(1) 提案書等

提案書(別記様式第5号)を添えて、次の書類を作成すること。

①企画提案書

企画提案書は、任意様式、A4版とし、両面使用で20ページ(用紙10枚)以内とします。「11 提案書を特定するための基準」及び別添説明書を踏まえ、以下の点に留意して記載すること。

- ・企画内容及び実施・運営方法・市や隊員との話し合いの頻度・期間、手法などの支援の内容をわかりやすく記載すること。
- ・同種、類似業務の実績を踏まえて記載すること。
- ・業務スケジュールを記載すること。

②見積書

本業務に係る見積書(内訳含む)を作成すること。ただし、提案限度価格を超えることはできない。なお、見積書内訳は業務説明書5(1)～(5)の業務ごとに可能な限り詳細に記載すること。(諸経費や消費税も業務ごとに振り分ける。)

- (2) 問合せ先 4(2)と同じ。

8 提案書の提出期限及び提出方法

- (1) 提出期限 令和7年6月11日(水)午後5時必着
- (2) 提出場所 4(2)に同じ。
- (3) 提出方法 5(3)に同じ。
- (4) 提出部数 7(1)提案書等の提出部数は、正1部、副7部とする。

(5) 提出書等の作成及び提出上の留意事項

- ① 提出された提案書等は、提案者に無断で使用しない。ただし、候補者の選定を行う作業に必要な範囲においては複製を行うものとする。
- ② 提案に係る費用は参加事業者の負担とし、提出された提案書は返却しないものとする。

9 実施要領及び説明書等に対する質問の受付期間、提出方法、提出場所及びその回答方法

(1) 質問の内容

質問の内容は、本実施要領及び説明書の内容及び提案書の作成に係るもの等とし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

(2) 受付期間

令和7年4月14日（月）から4月18日（金）午後5時必着

(3) 提出方法

- ① 質問・質問回答書（別記様式第7号）を用いること。
- ② 持参、郵送、又は電子メールに添付して提出すること。郵送による場合は、配達記録が残る方法とし、送付時点で電話連絡を行い、提出期限までに必着のこと。
- ③ 持参による場合は、佐野市の休日を定める条例（平成17年条例第2号）に規定する休日を除く、午前8時30分から午後5時までに提出すること。
- ④ 電話による問合せは受け付けない。

(4) 受付場所 4(2)に同じ。

(5) 回答方法

回答は、令和7年4月23日（水）（予定）までに、市ホームページに掲載とする。
なお質問に対しては、個別回答は行わず、電話等の対応も一切行わない。

10 プレゼンテーション及び質疑応答

(1) 日時 令和7年6月20日（金）（予定）

※詳細な日時等については、別途通知します。

(2) 場所 オンライン（予定）

(3) 実施方法

- ① プレゼンテーションは15分、質疑応答は10分、合計25分を目安とします。（提案事業者数によっては、時間を変更する場合があります。）
- ② プレゼンテーションは非公開とする。
- ③ プレゼンテーションの実施方法は、オンライン形式とする。
- ④ プレゼンテーション実施の際に、提案書提出時に提出していない新たな資料を用いることはできないものとする。
- ⑤ プレゼンテーションの参加者は、業務主任者等3名までとし、プレゼンテーション審査説明員一覧（別記様式第6号）により参加者の役職及び氏名を提案書提出時に届け出るものとする。
- ⑥ プレゼンテーション当日に、指定された場所、時刻に来ない場合は、辞退したものとみなす。

11 提案書を特定するための基準

(1) 評価基準

提案書を特定するための評価基準は次のとおりである。

評価項目	評価の視点	配点
1 組織の業務実績	これまでの業務実績は、佐野市の委託目的を達成するうえで、十分か。	10
2 実施工程及び実施体制	手法・手段を具体的に示されているか。	5
	業務が継続して行える体制になっているか。	5
3 知識及び業務の理解度	佐野市の地域特性及び風土を理解しているか。	5
	業務イメージ等は佐野市の導入目的に沿ったものになっているか。	5
4 提案の有効性	採用後のミスマッチを防ぐことができ、熱意ある優秀な人材採用につながる募集要項の策定が期待できるか。	20
	多くの潜在的応募希望者に募集情報を魅力的なかたちで届け、熱意ある優秀な人材の応募につなげることができるか。	15
	採用するために、行政との適切な連携が図れるか。	10
	隊員の着任後に、適切なサポートを行えるか。	10
5 提案の発展性	将来的な佐野市の地域おこし協力隊制度の発展につながるか。	5
6 価格性	価格に優位性があるか。また、適正価格であるか。	5
7 提案全体のバランス	プレゼンテーションを踏まえて、提案全体のバランスが取れているか。	5
合 計		100

(2) 順位の確定方法

各者の評価点数は、委員の点数を合算し、平均して算出する。提案書の特定は、評価項目による評価の結果、基準点を満たし、かつ評価点数の合計が最も高い者を最優秀者とする。なお、最も高い評価点数を獲得した提案者が複数の場合（同点の場合）は、参考見積額が最も低い者を最優秀者とする。提案者が1社の場合については、基準点を満たした場合に最優秀者とする。

(3) 基準点

合計評価点数の60%以上の得点である60点以上とする。

12 提案書の特定及び非特定に関する事項

提案書、プレゼンテーション等により提案内容を評価し、その結果を次のとおり通知する。

- (1) 提出された提案書が最優秀となった者に対し、提案書が特定された旨を書面により通知する。
- (2) 提出された提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨を書面により通知する。
- (3) 上記(2)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、書面により、市長に対して非特定理由について説明を求めることができる。なお、説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。
 - ① 受付場所 4(2)と同じ。
 - ② 受付時間 午前8時30分から午後5時まで(休日を除く)
- (4) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に書面により行う。

13 契約等に関する事項

(1) 契約候補者の特定

本プロポーザルにおいて特定した最優秀者を、本業務の契約相手方として特定するとともに、業務の仕様内容を協議し、業務の発注が整った段階で、本市財務規則に定める手続きにより契約を締結する。

ただし、次のいずれかに該当し、最優秀者から見積徴取及び業務委託契約が締結できない場合には、次点者を契約の相手方として再特定するものとする。

- ① 最優秀者が、地方自治法施行令第167条の4に該当することとなったとき
- ② 最優秀者が、佐野市から業務委託に係る指名停止を受けることとなったとき
- ③ 最優秀者が、特定後に本実施要領に掲げる失格事項に該当して失格となったとき
- ④ 最優秀者との協議の結果、契約締結ができなかったとき
- ⑤ 最優秀者が本業務委託契約の締結を辞退したとき
- ⑥ その他の理由により最優秀者と業務委託契約の締結が不可能となったとき

(2) 委託契約金額

委託契約金額は、特定された提案内容・見積額を基に細部について、市と打合せを行い、予算の範囲内で受注業務内容及び契約金額を決定する。

また、支払いは完了払いとし、契約保証金は免除する。

14 参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書及び提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うこととする。

- (1) 提案書等が提出期限までに提出されない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本実施要領2に定める資格要件を満たしていない、もしくは満たすことができなくなった場合
- (4) その他本実施要領の定めに反した場合

(5) 本件に関して不正あるいは公平さを欠く行為等があった場合

15 その他の留意事項

(1) 本プロポーザルに係る提案内容の評価及び契約候補者の特定は、「佐野市まちなか地域おこし協力隊募集支援等業務委託評価委員会」において行う。

(2) 提出期限までに参加表明書を提出しない者及び提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、提案書を提出することができないものとする。

(3) 参加表明書及び提案書の作成及び提出等に関する費用は、提出者の負担とする。

(4) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。

(5) 提出された提案書等は返却しない。

(6) 本プロポーザルにおける評価結果は公表するものとする。公表する内容は、プロポーザル参加者名、特定された者の名称及び住所、総合評価点とする。

(7) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。